

特定非営利活動法人日本歯周病学会 功労賞規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本歯周病学会定款細則第43条の規定により、特定非営利活動法人日本歯周病学会功労賞（英文名 JSP Distinguished Support Award, 以下「本賞」という。）に関する必要な事項を定める。

(表彰対象)

第2条 表彰対象は、本学会活動に対し多大な貢献のあった本学会の法人会員（賛助会員）とする。

(募集および申請)

第3条 日本歯周病学会功労賞候補の賛助会員の募集方法は次のとおりとする。

- 1 本学会理事または評議員の推薦により募集するものとする。
- 2 申請者は、次の書類を添えて本学会事務局に申請する。
 - (1) 推薦書(様式自由) 1通
 - (2) 応募申請書(所定様式) 1通

(受賞数)

第4条 受賞数は、各年度には拘らず、そのつど決定する。

(受賞の決定)

第5条 受賞の賛助会員は、選考委員会で審査選考し、理事会の議を経て決定する。

(選考委員会)

第6条 選考委員会は理事5名で構成し、委員の任期は1年とし、理事長がこれを指名する。委員長は、委員の互選とする。なお、申請者の所属する組織の関係者は委員になることは出来ない。

(表 彰)

第7条 受賞賛助会員には、功労賞楯を授与する。

(規程の改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は平成16年5月21日から施行する。
- 2 この規程は平成23年9月23日に一部改正し施行する。
- 3 この規程は令和4年6月2日に一部改正し施行する。
- 4 この規程は令和4年9月1日に一部改正し施行する。